会員証取扱規程新旧対照表

新			
	IB		
会員証取扱規程	会員証取扱規程 		
平成 5年11月19日 理事会承認 平成29年 2月22日 理事会承認 令和 4年 7月14日 理事会承認	平成5年11月19日 理事会承認 平成29年2月22日 理事会承認		
旅行業公正取引協議会(以下「本会」という。)の会員であることを店頭で表示する会員証の取扱について、次のとおり定める。	旅行業公正取引協議会(以下「本会」という。)の会員であることを店頭で表示する会員証の取扱について、次のとおり定める。		
第1条 本会の会員に対しては、その登録営業所数の会員証を貸与するものとする。 第2条 前条に規定する会員証の貸与は無償で行うものとする。 第3条 登録営業所数を超えて会員証の貸与を受けることを希望する会員に対しては、 <u>必要とする</u> 個数について貸与することができる。	第1条 本会の会員に対しては、その登録営業所数の会員証を貸与するものとする。 第2条 前条に規定する会員証の貸与は無償で行うものとする。 第3条 登録営業所数を超えて会員証の貸与を受けることを希望する会員に対しては、超える個数について別に定める費用を収受して貸与することができる。		
第4条 会員は会員証の保管責任を負うものとする。	る。 第4条 会員は会員証の保管責任を負うものとする。 会員証を紛失または毀損した場合は、別に定める費 用を本会に支払い貸与を受けることができる。		
第5条 会員証は他に譲渡または転貸してはならない。	第5条 会員証は他に譲渡または転貸してはならない。		
第6条 会員が公正競争規約に違反する行為を行うなどにより、本会が当該会員について会員証を店頭表示することが適当でないと認めた場合は、これを返還させることができる。 第7条 協議会規則第7条の規定により資格を喪失した会員は、会員証を直ちに返還するものとする。	第6条 会員が公正競争規約に違反する行為を行うなどにより、本会が当該会員について会員証を店頭表示することが適当でないと認めた場合は、これを返還させることができる。 第7条 協議会規則第7条の規定により資格を喪失した会員は、会員証を直ちに返還するものとする。 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		
第8条 本規程に定めのない事項については、理事会の議決を経て決定する。	第8条 本規程に定めのない事項については、理事会の議決を経て決定する。		
附則 本規程は、 <mark>令和4年7月14日</mark> 施行する。	附則 本規程は、平成29年2月22日からから施行する。		

(削除)

【会員証取扱規程別紙】

会員証取扱規程第3条、第4条及び第7条に規定する費用は、次のとおりとする。

<u>適用条文</u>	<u>事 柄</u>	<u>会員証代</u>	送料
<u>第3条</u>	会員がその登録 営業所数を超え	1,500円	実費
	て会員証の貸与を希望するとき		
<u>第4条</u>	会員証を紛失ま たは毀損したた め、新たに貸与 するとき	5,000円	実費
<u>第7条</u>	会員が資格を喪失した場合で、 紛失又は毀損等で会員証を返還できないとき	10,000円	_